陳 情 文 書 表

平30陳情第8号		平成30年8月21日受理
件 名	キ 名 核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情	
陳 情 者 秦野市菩提1466-5 高橋 紀代子 ほか119名		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) 要 旨

昨年、ノーベル平和賞を受賞したICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)には、秦野市長も積極的に参加している平和首長会議や秦野市も会員である日本非核宣言自治体協議会もその一角を占めており、秦野市長及び秦野市にお祝い申し上げるとともに、積極的に平和構築に参加している秦野市の市民であることを誇りに思います。

さて、平均年齢が80歳超に達している被爆者の皆さんが長年熱望し、ようやく昨年7月、国連で採択された「核兵器禁止条約」について、日本は残念ながら未だ署名をしておりません。

122カ国の賛同を得て国連で採択され、既に50カ国以上の国が署名している「核兵器禁止条約」への署名を拒否している政府は、核保有国への配慮と安全保障上の理由で核の傘が必要という2点を理由としています。しかし、今年6月には北朝鮮も核兵器放棄を約束する事態となり、特定の国の核兵器所有を否定するより、全ての核兵器が「絶対悪」であると確定する方が、より安全保障に寄与するものと思われます。

秦野市議会は、平成23年第1回定例会において、「北東アジアの非核 地帯化は、現実的で有効な安全保障体制であり、非核地帯の拡大は核兵器 の有用性を低下させ、核兵器廃絶を促し、世界の安全保障に寄与するもの である」として、北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書を賛成全 員で提出しています。

「核兵器禁止条約」が発効されたとしても、核抑止論に立つ核保有国がすぐに核を手放すとは思えませんが、核兵器の存在価値が格段に低下することは見込めます。非核保有国である日本にとって、「核兵器禁止条約」による「核兵器による威嚇の禁止」と非核地帯化による消極的安全保障の確保が実現されれば、核の傘の必要性はなくなるという安全保障上の代案が、一層説得力を持つことを示しています。

なお、過去の非核兵器地帯化のプロセスをみても、その実現には長い時間を要することはやむを得ないことですが、はじめの一歩を踏み出さなく ては始まりません。

被爆者たちの念願を被爆者の皆さんの命あるうちに実現するためにも、 被爆国日本は、速やかに「核兵器禁止条約」に署名し、批准することが望 まれます。

その上で、被爆者の皆さんの力を背に、政府は核保有国と非核保有国の間を繋ぎ、全ての核保有国が「核兵器禁止条約」の批准に加わるよう働きかけることを期待します。

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

陳情事項

- 1 核兵器禁止条約への署名・批准をすること。
- 2 あらためて、北東アジアの非核地帯化に向けて、近隣諸国への具体的 な働きかけをすること。
- 3 核保有国と非核保有国の橋渡し役を積極的に行うこと。